

令和2年10月29日開会

第719回むつ市教育委員会

< 目 次 >

- 議案第1号 むつ市教育委員会の所管に係る情報公開に関する規則 (総務課)
議案第2号 指定管理者の指定について (生涯学習課)

< 事務局からの報告事項 >

- 報告第1号 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(人工林
間伐)許可について (生涯学習課)
報告第2号 第3次むつ市学校教育プラン作成行程の変更について (学校教育課)
報告第3号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について (総務課)

< その他 >

議案第 1 号

むつ市教育委員会の所管に係る情報公開に関する規則

むつ市教育委員会の所管に係る情報公開条例施行規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 2 年 1 0 月 2 9 日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

教育委員会の所管に係るむつ市情報公開条例(平成 1 0 年むつ市条例第 1 号)の施行に関し所要事項を定めるためのものである。

むつ市教育委員会の所管に係る情報公開に関する規則

令和 2 年 月 日 公布
むつ市教育委員会規則第 号

むつ市教育委員会の所管に係るむつ市情報公開条例（平成 1 0 年むつ市条例第 1 号）の施行については、むつ市情報公開条例施行規則（平成 1 0 年むつ市規則第 6 号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第2号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和2年10月29日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

むつ市海と森ふれあい体験館

2 指定管理者として指定する団体

むつ市川内町川内 4 7 7 番地

特定非営利活動法人シェルフオレスト川内

理事長 内田 征吾

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第2号参考資料

1 施設及び業務の概要

施設の名称 及び所在地	むつ市海と森ふれあい体験館 むつ市川内町川内477番地	
施設の概要	設置目的	本市の海、山等の豊かな自然を活かした地域住民の生涯学習の場及び地域を担っていく子どもたちの総合学習の拠点とするとともに、地域の伝統及び文化の情報発信に寄与すること。
	施設概要	○建築面積437.79㎡ 床面積477.89㎡ 木造 ○1階 展示ホール、シアタールーム、多目的トイレ、男女トイレ 2階 事務室、物置、ワークショップスペース
管理業務の概要	(1) むつ市教育委員会が指定した事業に関する事。こと。 (2) 施設の使用許可に関する事。こと。 (3) 施設の利用料金収入徴収に関する事。こと。 (4) 施設の維持、管理及び修繕に関する事。こと。 (5) 施設の特性を活かした利用促進に関する事。こと。 (6) その他施設の設置目的を達成するために必要な事。こと。	

2 指定管理者の候補者の概要

名 称	特定非営利活動法人シェルフオレスト川内
代表者名	理事長 内田 征吾
所在地	むつ市川内町川内477番地
設立年月日	平成16年9月2日
設立目的	この法人は、川内町を中心とした下北半島のすばらしい自然環境の中で、大人、子供、高齢者、障害者のすべての人々が時と所を共有し、学び、遊び、交流することを中心とした自然学校及びボランティア体験育成事業、文化、芸術、スポーツの振興及びまちづくり事業などを行うことによって、人々の相互理解の向上と幸福の実現に寄与することを目的とする。
事業概要	(1) 特定非営利活動にかかる事業 ①自然学校事業及びボランティア体験育成等事業 ②豊かな自然環境を活用した、文化、芸術、スポーツの振興及び特産品や教育ソフトの開発によるまちづくり事業 ③特産品の開発による経済活性化事業 ④その他本法人の目的を達成するために必要な事業 (2) その他の事業 ①むつ市海と森ふれあい体験館の有料貸付事業 ②物品の販売及び賃貸事業 ③興業事業 ④商標・特許・ビジネスソフトなどの有料貸付事業
資本金又は基本財産	2,647,147円
職員数	役員6人、職員5人（令和2年10月1日現在）

3 業務計画の概要

基本方針	<p>(1) むつ市の設置目的をよく理解し、その達成のための指定事業を行うと共に、当法人の定款にある設立時の方針などを加味した管理運営を行う。</p> <p>(2) むつ市の素晴らしい自然の中で、誰もが時と所を共有し、学ぶ、遊ぶ、交流することを中心に、自然学校及びボランティアの体験育成事業、文化、芸術、スポーツの振興及びまちづくり事業を行い、人々の相互理解の向上と幸福の実現を図る。</p> <p>(3) 当該施設の長期的な発展とそれによる地域活性化への持続的な貢献のため、3年の管理期間という発想ではなく、長期的かつ広い視点から運営を行う。</p> <p>(4) 上記方針を実施するため、市内外の団体、組織、施設とのネットワークを最大限に活用していく。</p>
管理運営計画	<p>むつ市海と森ふれあい体験館の運営にあたり、社会教育施設の特性を活かし、利用者の「科学するところ」の醸成に寄与するべく、10年以上の運営で培った経験と実績、職員スキルを活用しつつ、基本方針を達成するために、次のように取り組む。</p> <p>(1) 施設利用者に対するサービス向上と公の施設として公益性を十分理解した公平公正な業務を実施する。</p> <p>(2) 学校や公共施設等へのチラシの配布、広報MUTSU、ホームページのほか、新聞・テレビを通じた広報活動を、これまで以上に充実させる。</p> <p>(3) 利用者からの苦情に対しては、館長以下職員スタッフが誠意を持って対処することとし、スタッフ全員が情報共有していく。</p> <p>(4) 平常より利用者の声に真摯に耳を傾けるとともに、子どもや保護者に対するアンケート調査を実施し、ニーズの把握に努める。また、回答内容によっては運営に反映することも含め、柔軟に対応する。</p> <p>(5) 施設、設備の維持管理は、法令を遵守し、利用者の安全を最優先にするとともに、快適に利用できるようにし、備品の保管については十分注意し、耐用年数の延長を図る。また、維持管理には効率的な方法を選択し、経費の削減に努める。</p> <p>(6) 事故防止災対策として、事業開始前の点検を行い、異常がある場合は使用の中止あるいは修理等の適切な対応を行う。使用中に異常が認められた場合も利用者の安全を最優先にし、速やかに使用を中止する。また、事故時の対応が適切に対処できるよう、スタッフの年1回以上の救急救命講習を受けるものとする。</p>

4 収支計画の概要

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入合計 (A)	6,077	6,117	6,117
利用料金	12	12	12
指定管理料	6,025	6,025	6,025
その他収入	40	80	80
支出合計 (B)	6,077	6,117	6,117
うち人件費	4,392	4,392	4,392
収支差額 (A-B)	0	0	0

5 選定結果の概要

- (1) 募集方法 公募
- (2) 応募団体数 1団体
- (3) 選定委員会開催日 令和2年10月 5日
令和2年10月20日
- (4) 選定理由

むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条に定める選定基準及び指定管理者制度運用指針に定める選定方法に基づき、業務・収支計画書等の評価採点及び評価意見により総合的に判断し、指定管理者の候補者に選定した。

主な評価意見は、以下のとおり。

1. 施設の設置目的に合致した管理運営が行われ、利用者の平等な利用が確保されること。

- 施設の設置目的に沿った管理運営方針となっており、市の施策であるジオパークなどの拠点としての役割を担うこととしている。
- 事業の広報活動を積極的に行い、平等に利用する機会が得られるよう努めている。

2. 施設の効用が最大限に発揮され、サービスの向上が図られること。

- 利用者アンケートや要望に柔軟な対応を心掛けるなど、利用者ニーズに即した計画となっている。
- 現地での展示見学や体験する直接的利用だけでなく、教育プログラムや図鑑、テレビ・ラジオ番組を通じた間接的利用者を増やす方針が示されている。

3. 管理経費の縮減が図られること。

- 職員による館内清掃を行い、経費縮減に努めている。
- 設備・備品の耐用年数の延長に努めるなど、維持管理業務計画の実施により経費縮減が図られるものとなっている。

4. 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

- これまでの経験と実績によるノウハウのもと、必要な人員配置や安全管理体制が示されており、また研修計画によりスタッフの人材育成とスキル向上に努めている。

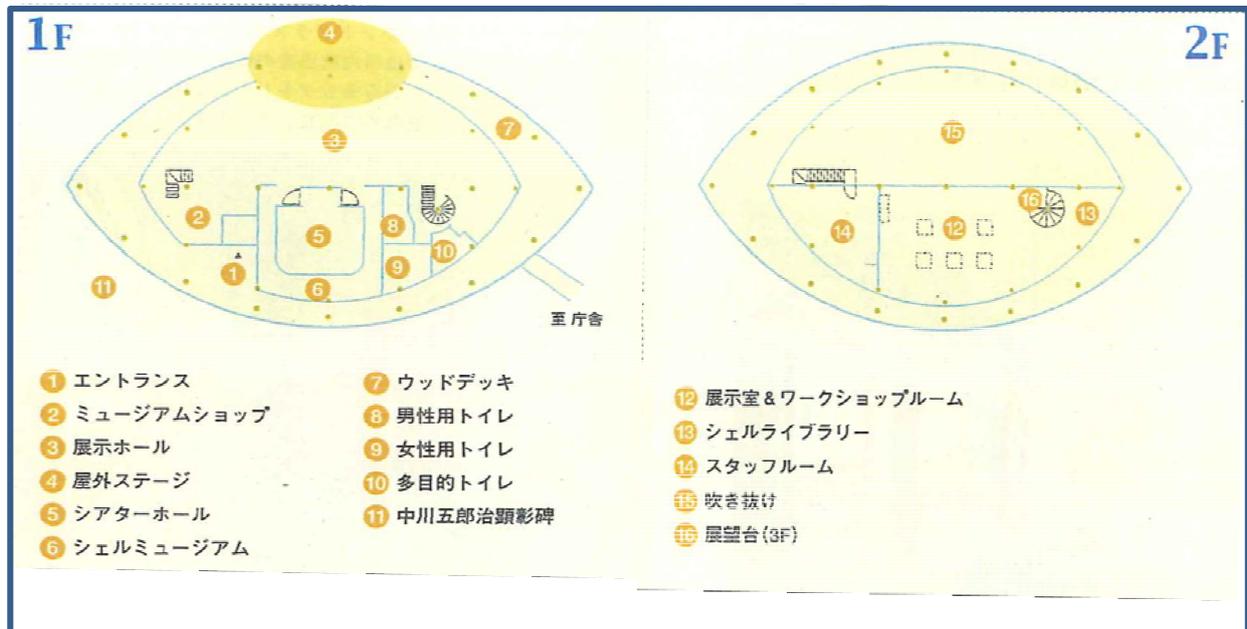
5. 自主事業計画

- 施設と地域の特性に沿った事業計画であり、当該施設の魅力を高めることに繋がるものとなっている。
- イルカやジオパークに関する事業など、施設の設置目的や市の施策に沿った事業展開が見込める。

周辺図



海と森ふれあい体験館 平面図



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(人工林間伐)許可について

令和 2 年 7 月 1 0 日付け 2 下北管第 4 2 5 号で、下北森林管理署長から提出されたサル生息北限地の現状変更の協議書について、文化庁長官より同意する旨の回答があったため、下北森林管理署長宛てに伝達した。

●同意内容

人工林の間伐

●条件

事業終了後は、文化庁長官あての終了届を提出すること

●備考

当教育委員会からの通知文において、事業実施に当たり、工事に従事する作業員に対し、サルへ餌付けをしたり、餌となるものを放置したりしないことを注意喚起するよう求めている。



青教文第781号

令和2年9月18日

むつ市教育委員会教育長 殿

青森県教育委員会

教育長 和嶋 延寿



天然記念物下北半島のサル及びサル生息北限地の
現状変更（人工林間伐）について（通知）

令和2年7月20日付けむ教生第106号で進達のあった標記について、別添のとおり同意になったのでお知らせします。

ついては、申請者に伝達いただくとともに、実施上適宜御指導願います。

また、事業終了後は結果を示す写真等を添えた終了報告（文化庁長官あて）を提出させ、本職に進達願います。

担 当：文化財保護課文化財グループ 藤田主幹

TEL：017-734-9920・FAX：017-734-8280

E-mail：junya_fujita@pref.aomori.lg.jp



2 受文庁第 4 号の 7 5 9
令和 2 年 9 月 8 日

東北森林管理局下北森林管理署長 殿

文化庁長官
宮 田 亮 平



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の
現状変更（人工林間伐）について（回答）

令和 2 年 7 月 1 0 日付けで協議のあった標記のことについては、文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 1 6 8 条第 2 項の規定によって同意します。

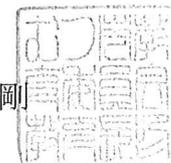
なお、実施に当たっては、青森県文化財担当部局と協議してください。



む 教 生 第 106 号
令和 2 年 10 月 1 日

東北森林管理局 下北森林管理署
署長 小松 信人 様

むつ市教育委員会
教育長 氏家 剛



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更
(人工林間伐)について(通知)

令和 2 年 7 月 10 日付、2 下北管第 425 号で協議のあった現状変更について、別紙のとおり文化庁が同意しましたので伝達します。

また、事業実施に当たり、下記事項について御留意ください。

なお、事業終了後は、結果を示す写真等を添えた文化庁長官あての終了届を当教育委員会へ提出してください。

記

事業実施作業員に対し、下記事項について注意喚起してください。

1. サルに対し、絶対に餌を与えないこと。
2. 作業現場に、飲食物やゴミなど餌となるものを放置しないこと。

以上

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課
主査 森田 賢司

Tel. 0175-22-1111(内線 3142)

第3次むつ市学校教育プラン作成行程の変更について

1 変更理由等

- 現行の「むつ市教育プラン」は、「むつ市教育大綱」の理念を受け、様々な教育課題に、より適切に対応していくことを目的に作成されました。作成時、むつ市教育大綱の作成とほぼ同時並行で行程が進められていたため、整合性を図るための修正作業にかなりの労力を費やした経緯がありました。
- そこで、第3次むつ市学校教育プランは、令和4年4月にスタートする新たな教育大綱を受け、令和5年からの発効に向けて、作成作業を進めていきたいと考えています。
- それに伴い、令和3年度までとしていた現行の教育プランを、令和4年度まで期間を延長します。
- 本年11月に開催予定の令和2年度第2回小中一貫教育推進委員会で、各ブロック長にご説明申し上げ、その後市内各小・中学校へ周知するとともに、1月に開催する「令和3年度むつ市学校教育指導の方針と重点説明会」でも説明します。

2 当初の行程

時期	会議	内 容		
元年度	2月	小中一貫推進会議②	第三次「むつ市学校教育プラン」原案第1稿の説明	実施済み
	2月下旬	各学校への配付		
2年度	6月	小中一貫教育推進会議①	第三次「むつ市学校教育プラン」第1稿に関するアンケート調査（書面協議）	
	11月	小中一貫教育推進会議②	第三次「むつ市学校教育プラン」第2稿の検討	
	12月	総合教育会議	概要説明（教育大綱との関連の確認）	
	2月	小中一貫教育推進会議③	第三次「むつ市学校教育プラン」第2稿の協議③	
	3月	第3稿学校配付	意見等の受付	
	3年度	7月	教育プラン策定会議①	第三次「むつ市学校教育プラン」案の協議 ※【委員（案）】むつ市校長会会長・副会長 市連P会長・副会長・母親委員長、 田名部高校進路指導主事、 県保育連合むつ支部長、 地域代表2名
8月		パブリックコメント募集	市役所HP	
9月		教育プラン策定会議②	修正案の協議とパブリックコメントへの対応	
11月		教育プラン作成会議③	最終協議	
12月		むつ市教育委員会	説明	
1月		方針と重点説明会	説明	
3月		第三次「むつ市教育プラン(令和4～8年度)」制定		
4年度	4月	校長会合同会議	説明	
	6月前後	学校訪問	全体会で説明	

3 変更後の行程

時期	会議	内容		
元年度	2月	小中一貫推進会議②	第三次「むつ市学校教育プラン」原案第1稿の説明	実施済み
	2月下旬	各学校への配付		
2年度	6月	小中一貫教育推進会議①	第三次「むつ市学校教育プラン」第1稿に関するアンケート調査（書面協議）	
	11月	小中一貫教育推進会議②	第三次「むつ市学校教育プラン」 ・アンケート結果の報告 ・作成スケジュールの変更に関する説明	
	2月	小中一貫教育推進会議③	第三次「むつ市学校教育プラン」第2稿の説明	
3年度	7月	小中一貫教育推進会議①	第三次「むつ市学校教育プラン」第2稿本編 検討	
	11月	小中一貫教育推進会議②	第三次「むつ市学校教育プラン」第2稿本編 検討	
	12月	総合教育会議	概要説明（教育大綱との関連の確認）	
	2月	小中一貫教育推進会議③	第三次「むつ市学校教育プラン」第2稿本編 検討	
4年度	7月	教育プラン策定会議①	第三次「むつ市学校教育プラン」案の協議 ※【委員（案）】むつ市校長会会長・副会長 市連P会長・副会長・母親委員長、 田名部高校進路指導主事、 県保育連合むつ支部長、 地域代表2名	
	8月	パブリックコメント募集	市役所HP	
	9月	教育プラン策定会議②	修正案の協議とパブリックコメントへの対応	
	11月	教育プラン作成会議③	最終協議	
	12月	むつ市教育委員会	説明	
	1月	方針と重点説明会	説明	
	3月	第三次「むつ市教育プラン令和5～9年度」制定		
5年度	4月	校長会合同会議	説明	
	6月前	学校訪問	全体会で説明	

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について

1. 時系列及び現状（前回報告後から）

9月30日（水） 学生等支援金振込

10月30日（金） 学生等支援金振込（予定）

2. むつ市学生等緊急支援事業

10月8日（木）時点で申請のあった者に対し、10月30日付けで給付又は貸与を行う。

区分	想定数	申請件数(10/8時点)	前回報告比	申請率	給付予定金額
給付	98名	98名	+1	100%	2,880,000
貸与	200名	15名	+1	7.5%	600,000

※貸与者15名のうち1名は貸与を年度途中から辞退。